

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成16年1月6日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第2項の規定に基づき、仮称土橋小学校新設計画に係る条例見解書及び鷺沼配水所プール跡地整備計画に係る自主的環境影響評価見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

標記の件については同条例第40条の規定に準ずる併合届の提出があり、手続きを併せて行っています。

なお、条例見解書とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

1 仮称土橋小学校新設計画について

(1) 指定開発行為者

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市

川崎市長 阿部 孝夫

(2) 指定開発行為の名称及び種類

ア 名称

仮称土橋小学校新設計画

イ 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）

(3) 指定開発行為を実施する区域

川崎市宮前区土橋3丁目1番地1

(4) 指定開発行為の目的及び内容

ア 目的

小学校の新設

イ 内容

(ア) 開発区域面積： 15,115 m²

(イ) 土地利用計画

a 建物用地： 4,472 m²

b グラウンド： 4,262 m²

c 緑地・通路： 6,380 m²

(ウ) 建築計画

区分	校舎棟	体育館	その他の施設
構造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造
階数	地上4階	地上2階、一部3階	平屋
高さ	19.52m		
建築面積	3,370㎡		430㎡
延べ面積	8,800㎡	840㎡	430㎡

(5) 指定開発行為の施行期間

ア 着手予定：平成16年2月

イ 完了予定：平成18年3月

2 鷺沼配水所プール跡地整備計画について

(1) 事業者

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市水道局

川崎市水道局長 持田 一成

(2) 事業の名称及び種類

ア 名称

鷺沼配水所プール跡地整備計画

イ 種類

川崎市環境影響評価に関する条例第74条に規定する自主的環境影響評価

(3) 事業を実施する区域

川崎市宮前区土橋3丁目1番地1

(4) 事業の目的及び内容

ア 目的

プール施設の解体、撤去

イ 内容

(ア) 事業区域面積： 21,751㎡

(イ) 土地利用計画： 未定

(5) 事業の施行期間

ア 着手予定：平成16年2月

イ 完了予定：平成17年6月

3 条例見解書及び自主的環境影響評価見解書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成16年1月6日(火)から平成16年2月4日(水)まで

(2) 場 所

宮前区役所及び本庁(環境局環境評価室)

(3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。